宿泊税申告納入事務における注意点
＜申告納入前にご確認ください＞

■ 書面申告・電子申告　共通

申告納入は原則毎月です！

・原則１か月毎に申告納入が必要です。
・申告額が０円でも、経営を休止（経営休止届（様式第９号）を提出）している場合を除いて、毎月申告してください。

提出前に月計表の確認をしてください！

・月計表（任意様式）の添付は必須です。
・特に電子申告（eLTAX）の場合、電子データの添付漏れにご注意ください。
・納入申告書の宿泊数との一致（転記ミスがないか）を確認してください。

■ 書面申告

納入申告書等の複写２枚目は控えです！

・納入申告書及び月計表は、２枚複写のうち１枚目のみ提出してください。
・「控え」への押印及び返送を希望する場合は、返信用封筒を同封してください。

納付書・課税免除証明書は提出不要です！

・納付（納入）書・領収書、課税免除証明書は各宿泊施設において保管してください。
・課税免除証明書は５年間保管してください。

■ 電子申告（eLTAX）

「証票番号」欄は入力必須です！

・「証票番号」欄には課税番号を必ず入力してください。
・課税番号は、特別徴収義務者証票の右上に記載の番号の上10桁です。

「第●●●●●●●●●●００号」

「課税免除」「備考」欄の入力に注意！

・「課税免除」欄に①～③の合計件数を、「備考」欄に内訳として①～③の各件数を入力してください。
①１人１泊６千円未満の宿泊
②学校の教育活動等で課税免除される宿泊
③外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

■ 申告の遅れ・申告の誤り（加算金について）

不申告加算金がかかる場合があります！

・申告期限後に納入申告書提出した場合、不申告加算金がかかることがあります。
・申告期限に間に合わないことがないよう、余裕を持って申告してください。

過少申告加算金がかかる場合があります！

・申告税額に誤りがあり、その修正（更正）がされた場合、本来の税額からの不足金額について、過少申告加算金がかかることがあります。
・申告書の提出前に内容を十分確認し、正確に申告してください。

■ 税額の修正について

宿泊税に修正申告の制度はありません！

・申告期限後に税額を修正するためには、税額更正に係る理由の確認や追加書類の提出が必要となります。
・上記の過少申告加算金の対象となる場合もあります。

■ 納付書について

納付（納入）書・領収書の記入に注意！

・次の事項に注意してください。
・～～～様　⇒　住所と氏名名称を記載
・課税事由　⇒　「申告」に○印
・年度　⇒　08（R8の場合）
・課税番号　⇒　●●●●●●●●●●（10桁）
・年月分　⇒　09年01月（R9.1の場合）

上記内容等についてご不明な点があれば、宿泊施設の所在地を管轄する県税事務所までご連絡ください。